

Ⅲ 年間監査計画

1. 目的

本計画は、小美玉市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に基づいて監査委員が行う監査、検査及び審査の実施に関しての必要な事項を定めるものとする。

2. 基本方針

監査委員は、地方自治法により設置された独立した執行機関として、公正で効率的な行政運営を確保するため、監査を実施する。

監査を行うにあたっては、「公正な監査」、「市民の視点に立った監査」を理念とし、市民から信頼される監査の実現を目指して、次の基本方針に基づき監査を実施する。

（1）公正・透明性のある監査

- ・ 常に独立性を保持し、公平な立場での確な指導、指摘を行うとともに、事務事業及び予算執行が法令、倫理、モラル等を遵守してなされているかを重視した監査を行う。
- ・ 監査結果の積極的な公表により、監査業務についての市民の理解を深めるよう努める。

（2）実効性のある監査

- ・ 経済性、効率性及び有効性の観点を重視し、積極的に市民視点から監査を実施することにより、市民の利益、福祉の向上を目的とした効率的、効果的な市政運営が図られる監査を行う。
- ・ 監査の指摘事項等について、是正・改善に向けた取組みが行われているか、あるいは制度改正等に伴い事務処理が変更されるものを重点的に監査を行う。

3. 監査種別実施方針

（1）定期監査（地方自治法第199条第4項）

令和5、6年度における予算執行等の財務に関する事務の執行、及び公営企業会計の経営に係る事業の管理が、法令等に従って適正に合理的に行われているのか等の観点から監査を実施する。

工事に関する監査は、施工の適正性を検証するとともに、工事の性質に照らし、施工時期、工期、工事内容等が妥当か、計画面及び手続面から精査する。

全部局を対象に、3年に1回以上実施する。監査の実施に当たっては、別途9月に「定期監査実施計画」を定める。

（2）行政監査（地方自治法第199条第2項）

監査委員が必要があると認めるときに、市の事務事業の執行が効率的に行われているか等について定期監査と並行し又は独自に実施する。

(3) 随時監査（地方自治法第199条第5項）

監査委員が必要と認めたときに、「財務に関する事務の執行」や「経営に係る事業の管理」について監査することができる。

(4) 財政援助団体等の監査（地方自治法第199条第7項）

市が出資・貸付・補助等の財政的援助を行っている団体については、次の事項を主な着眼点として実施する。

- ① 事業の運営が財政援助の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか
- ② 所管機関の団体に対する指導監督は適正に行われているか

令和6年度の監査対象団体は、公の施設の指定管理者から選定し、令和5年度決算を対象とする。監査の実施に当たっては、別途「指定管理者監査の実施計画」を定める。

(5) 決算審査

ア 普通会計（地方自治法第233条）

決算書その他の関係書類について、計数の確認及び財政状況の分析を行うとともに、予算執行が合理的かつ効率的に行われているかなどについて審査する。

イ 公営企業会計（地方公営企業法第30条）

決算書その他の関係書類について、計数の確認及び経営成績・財政状況の分析を行うとともに、経済性の発揮及び公共性の確保がなされているかなどについて審査する。

ウ 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の係数の正確性を検証するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているかについて審査する。

(6) 健全化判断比率等審査

ア 普通会計（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）

前年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の各々の算定は適正に行われているか、また算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているかなどについて審査する。

イ 公営企業会計（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項）

資金不足比率の算定は適正に行われ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているかなどについて審査する。

(7) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者（企業出納員）の保管する現金の出納について計数を確認するとともに収支の動態を計数面から把握し、現金の出納事務が適正に行われているかを検査する。

(8) 住民監査請求による監査（地方自治法第242条第1項）

市民から違法・不当な公金の支出等について監査の請求があった場合は、60日以内に監査を行い、請求理由が認められる場合は勧告を行う。

(9) 指定金融機関等監査

(地方自治法第235条の2第2項・地方公営企業法第27条の2第1項)

監査委員が必要であると認めるとき、または市長から要求があるとき、地方自治法その他関係法令の規定に基づき実施する。

(10) その他の監査

住民の直接請求に基づく監査、議会からの請求に基づく監査等その他の監査については、必要に応じその都度、監査計画等を策定し実施する。

4. 監査等の実施体制

監査委員2名で監査等を実施し、事務局職員2名が補助する。資料に基づく監査のほか、必要に応じヒアリング（説明聴取）及び現地監査により実施するものとする。

5. 実施時期

令和6年度監査等実施計画（案）

期 日		職 務 権 限							付 記
		定 期 監 査	行 政 監 査	補助団 体監査	例月出 納検査	決 算 審 査 等	指定金 融機関 等監査	基金運 用審査	
		法199 ①、④	法199 ②	法199⑦ 令140の ⑦	法235の2 ①	法233② 地公企法 30②③ 健全化法 3①、22①	法235の2 ② 地公企法 27の2①	法241⑤	
4 月	2 5 日 (木)				○				令和5年度 3月分
	2 6 日 (金)				○				
5 月	2 3 日 (木)				○				令和5・6年度 4月分
	2 4 日 (金)				○				
6 月	2 7 日 (木)				○				令和5・6年度 5月分
	2 8 日 (金)				○				
7 月	1 8 日 (木)				○				6月分
	1 9 日 (金)				○				
	2 5 日 (木)					○			公営企業会計決算・健全化審査
	2 6 日 (金)					○			
	2 9 日 (月)					○		○	普通会計決算審査 一般会計等健全化審査
	3 0 日 (火)					○		○	
	3 1 日 (水)					○		○	
8 月	1 日 (木)					○		○	
	2 日 (金)					○		○	7月分
	5 日 (月)					○		○	
	2 7 日 (火)				○				7月分
	2 8 日 (水)				○				
9 月	2 6 日 (木)				○				8月分
	2 7 日 (金)				○				

期 日		職 務 権 限							付 記
		定 期 監 査	行 政 監 査	補助団 体監査	例月出 納検査	決 算 審査等	指定金 融機関 等監査	基金運 用審査	
		法199 ①、④	法199 ②	法199⑦ 令140の ⑦	法235の2 ①	法233② 地公企法 30②③ 健全化法 3①、22①	法235の2 ② 地公企法 27の2①	法241⑤	
10月	2 4 日 (木)				○				9月分
	2 5 日 (金)				○				
	3 1 日 (木)	○							
11月	2 1 日 (木)				○				10月分
	2 2 日 (金)				○				
	2 6 日 (火)	○							
12月	2 4 日 (火)				○				11月分
	2 5 日 (水)				○				
1 月	1 5 日 (水)	○							12月分
	2 3 日 (木)				○				
	2 4 日 (金)				○				
2 月	6 日 (木)			○					1月分
	1 4 日 (金)	○							
	2 5 日 (火)				○				
	2 6 日 (水)				○				
3 月	2 4 日 (月)				○				2月分
	2 5 日 (火)				○				

R6年度定期監査

実施予定部署 : 総務課、人事課、行革デジタル推進課、市民協働課、社会福祉課、介護福祉課
 地域包括支援センター、こども課、こども家庭センター、都市整備課、道路建設課
 水道課、スポーツ推進課、文化芸術課、消防（本部、各消防署）、議会事務局

財政援助団体監査 : 小川海洋センター (株)アビック (スポーツ推進課)
 (指定管理者)

◆ その他関係例規

- 定期監査期日 毎年 1 0 月～翌年 2 月（小美玉市監査委員条例第 2 条）
- 例月出納検査期日 原則毎月 2 0 日（小美玉市監査委員条例第 6 条）